

水戸家庭裁判所委員会（第20回）議事概要

1 開催日時 平成24年11月15日（木）午後3時から午後5時まで

2 開催場所 水戸家庭裁判所大会議室

3 出席者 （委員）

阿久津正晴，井坂幸雄，桑名昶光，澁谷輝一，鈴木豊明，平野辰男，
藤澤順子，古谷博，本間榮一，牧野恵美子，森田冴子，森田多美子
（五十音順 敬称略）

（事務局等）

事務局長 加藤裕之，首席家庭裁判所調査官 鈴木裕一，首席書記
官 千葉修也，事務局次長 岡崎格，次席家庭裁判所調査官 芦澤
政子，次席家庭裁判所調査官 小畑勝利，訟廷管理官 小林圭一，
総務課長 本田千鶴

4 議事概要

(1) 全体概要

新任委員（井坂委員，藤澤委員）から自己紹介が行われた。

(2) 今回のテーマ「家庭裁判所における手続全般について～家庭裁判所へのアクセスを中心として～」

水戸家裁の概況，家裁委員会での意見，提言，利用しやすい家裁の取組，
家事手続案内，関係機関との連携等について，本田総務課長及び小林訟廷管
理官から説明が行われた。

(3) テーマについて意見交換をした概要（○委員，△事務担当者）

- 家庭裁判所の手続の利用しやすいなどの点に関して弁護士の委員はどのよう
に感じているでしょうか。
- 仕事上，家庭裁判所への申立てをしたいとの相談もありますが，今の家庭裁
判所の窓口は親切で分かりやすく説明してくれるので，特に調停手続などは，

必ずしも弁護士を付けずに本人で申立てをすることができますよと説明することがよくあります。相談者からは、家庭裁判所の窓口での説明が分かりづらいとの声はあまり聞きません。30年ぐらい前の裁判所は、受付の窓口などを含めてオープンでない印象があり、あまり親切ではない時代があったと感じていますが、そのころに比べると、現在は、とても親切で丁寧に教えてくれるのではないかと認識しています。

- 法律相談で離婚をしたいとか、離婚後の養育費のことで相談に来る方がいますが、初めから弁護士に頼みたいという人ばかりでなく、どうすればいいんですかと聞かれることが結構あります。そういう場合、調停は御自身でも申立てできるとよく説明します。ネットでも申立書式は取れますし、裁判所で書式などをもらってきてはいかがですかと言うことが多いです。裁判所に行った後に、相談者がまた事務所に戻ってくることもないので、裁判所で必要な説明などがされているのだと思います。
- 不安なので代理人を付けるとか、いろいろな事情から代理人を付けたいというケースも若干ありますが、ほとんどは本人でも特に問題はないということだと思います。
- 国民の目線からは、家庭裁判所の手続案内などについてどのように感じているでしょうか。
- 個人的には利用したことがなく、裁判所は敷居が高いところと感じてはいましたが、今日、裁判所からの説明を聞いて、家事手続の案内に行けば優しく説明してくれるし、少年事件の家庭裁判所における教育的措置など、初めて分かったことがたくさんあります。
- 本日、委員会に先立って庁舎内を案内してもらいましたが、利用者のプライバシーもよく管理されているという印象を持ちました。ただ、一般の方からすれば、敷居が高いところとの印象は拭えないのは仕方がないとも思います。PRをもっとするとより使いやすい裁判所になると思います。

- 家庭裁判所は、身近で利用しやすい裁判所を標榜しているところ、まだまだ一般の方には敷居が高いという印象があるから、広報で工夫するなどしたほうがいいということですね。
- 実際に申立てをした裁判所の利用者と接している家事調停委員をされている委員はいかがでしょうか。裁判所の手続案内で申立書の作成など十分できていると思いますか。
- 受付で分からないことは細かく聞いて、記入方法など指導を受けて思いの丈を記入できていると思います。ただ、従前、調停の相手方として呼ばれる人にとっては、寝耳に水という感じで、裁判所から呼び出されたことに対する不満や怒りを抱えている人が多かったです。裁判所の敷居の高いイメージや、被告人とされたように感じることから、裁判所に呼ばれて気分を害している人が多かったと思います。今回の法律の改正で、最近は、すでに試行されています取組の一つですが、申立書が相手方に事前に届くようになって、抵抗感は和らいでいるように感じます。怒りから始まらないで、申立人はこういうことを言っているのですよねと話す相手方もいて、こちらも、申立人の言い分に対してどう感じるかと聞けるようになりました。情報の公開が早まって、怒りの気持ちを吐き出してから始まるケースよりも、初回の調停期日にスムーズに入っていけるようになったと思います。
- 調停当事者には期日通知書と一緒に、調停とはこういうものと説明したやわらかい文書が手元に届くようになっていて、そこで調停とは話合いの場ですということが書かれているので、相手方も何か悪いことをしたから裁判所から呼ばれたとは思わず、話合いに入っていただけるとは思います。調停委員としても、初定期日はとても大切と捉えており、相手方の気持ちを上手に引き出せるように努力しています。
- 先ほど委員からのお話にもありましたが、従前、相手方が何のために呼び出されるのか分からなかったということについて、来年1月1日から施行される

新しい家事事件手続法ではどのようなになっているのか、また、裁判所ではどのように取り組んでいるのかについてはいかがでしょうか。

- 家事事件手続法施行の準備として、本庁では今年の7月1日から、申立書の写しを相手方に送付する試みの運用を始めました。申立書については、求めたい内容がチェック方式で簡単に記入できる書式になっており、主張したい内容が把握しやすいものとなっています。そして、これを相手方に送付して、相手方からは答弁書を提出してもらう試みの運用をしています。答弁書の書式としては、申立書の内容に対応する形となっています。申立ての趣旨、すなわち何を求めているかに対する相手方の意見、それから、チェック方式と自由記載による申立ての理由の欄に対し、相手方の言い分を対応させて記載する欄がそれぞれあるので、答弁書が第1回期日前に出てくれば、当事者双方の言い分がどういうものになるかがおおむね把握できることとなります。答弁書は、申立人に送付する扱いはしておらず、原則として、閲覧を可能としています。当事者にとっても、相互に相手の書式を見たりすることによって、それぞれの言い分が分かるように運用を改善しているところです。第1回期日はそのような状態でスタートしますが、併せて、最初に、調停委員から、調停手続の流れや性質を当事者に分かりやすく説明するように取り組んでいますので、手続の進め方について当事者がイメージを持ちやすくなっています。運用については、今後も引き続き検討を重ねていかなければなりませんが、両当事者から出るいろいろな言い分を、対立当事者に対しきちんと伝えて、双方がそれぞれの言い分を把握しながら手続が進められるよう、調停委員にもお願いしているところです。今までの調停において、対立当事者の主張内容が分かりづらかった点を払拭していった、双方が相手の言い分を理解した上で自己決定していける運用を目指しています。

- 調停の申立てのしやすさや、特に相手方にとってのその後の手続の分かりやすさが話題に出たところですが、これらの点を含めて何でも結構ですが、御提

言などはありませんか。

- 裁判所の「家庭裁判所のしおり」をはじめ，家事関係や少年関係のリーフレットは分かりやすく書かれていると思います。こういうものがどの程度配布されているのだろうかと思うのですが，裁判所にはPRの方法について工夫してもらえるとありがたいです。少年事件に関わっている保護司の立場から言うと，裁判所の手続についてもある程度知識がないと適切なアドバイスができないので，裁判所から保護司に対して具体的な手続について説明がされる機会があるといいと思います。県内にある保護司会の19地区それぞれから研修会の要望があっても対応が難しいでしょうから，裁判所から保護司会に呼び掛けて研修会を開いてくださるとありがたいです。裁判所の研修会に保護司が出席すれば，家庭裁判所における少年事件の取扱いについて保護司が各地域において連携しながら仕事ができるのではないかと思います。リーフレットに書いてある「家庭に平和を 少年に希望を」という言葉は大変素晴らしいと思いますので，裁判所からいろいろ指導があるとありがたいと思います。
- 裁判所はもっとパンフレットを活用するなどして広報をすべきという御意見もあると思いますし，手続に関する講習会などを開いてもらいたいという声もあります。
- △ 「家庭裁判所のしおり」は，一般広報用として，家庭裁判所を利用する方のために，家事事件と少年事件の概要を分かりやすく説明しているもので，当事者の方や関係機関に配布しているほか，裁判所ウェブサイトにも掲載しています。現段階では，検察庁，弁護士会，市町村に配布していますが，もっと配布先を広げることも検討したいと思います。「少年審判について」も，同様に，少年審判を分かりやすく説明するために作成されたもので，当事者の方や関係機関に配布しています。また，被害者向けに，「少年犯罪によって被害を受けた方へ」，「少年審判の傍聴について」が作成されていますが，これは，検察庁，弁護士会，警察，保護観察所，少年鑑別所，県のこども家庭課，教育委員

会、少年院の茨城農芸学園、水府学院に配布しています。その他、例えば、「家事事件のしおり」や「家事手続情報サービス」は、裁判所の手続利用の効率化、合理化を図るための情報などが記載されているものです。それから、成年後見制度に関して、「後見制度において利用する信託の概要」、「ご存知ですか？離婚時の年金分割制度における家庭裁判所の手続」、「ご存知ですか？人事訴訟」などのパンフレットも配布しております。

○ 裁判所もパンフレットの配布などいろいろしていると思いますが、実際にどう浸透しているかが問題だと思います。

△ 地方裁判所において行われた裁判員制度の広報と比較して、また、民事裁判が公開であるのに対し家庭裁判所の手続は非公開であることもあり、今まで家庭裁判所では、それほど積極的な広報ができていたとはいえないと思います。ただし、敷居が高いとの誤解を解くためにも、ここ数年、家庭裁判所においても、広報活動に本腰を入れてきているところです。今年は、実際の審判廷で模擬家事調停を行い、これを見ていただいたのですが、今後、少年事件についても、普段はお見せできないので、審判廷を使った模擬審判などを見ていただく機会を設けることについて検討したいと考えています。

○ 調停が難しさを増しているという話がありますが、調停委員に関して、研修などがありますか。

○ 調停委員をしています。裁判所はきめ細かい研修を行っていると思います。経験に応じて、それぞれ事例研究などで指導を受けています。裁判所主催以外でも、調停協会の家事研修委員会主催で、年に二、三回、テーマを決めて研修を企画実施しています。裁判官、家庭裁判所調査官、書記官の指導を受けたりしながら、最近では、実践的な研修を行うことが多いと思います。

○ 調停委員同士で事例の紹介などの情報共有ができれば、難しいケースの対応において、一人で抱え込まずにより解決しやすくなると思います。

○ 管内の支部においても研修はありますが、参加は強制的ではないので、全員

が同じ研修を受けて情報などを共有するというのは難しいというところもあります。できればもっと計画的な教育システムがあればよいと思っています。

△ 裁判所で行っている調停委員に対する研修について御説明しますと、まず、最高裁判所から示された研修体系に基づき実施する研修があります。新任の者、三、四年経験した者、５年経験した者、さらにより経験豊かな者を対象として、それぞれ研修を行っています。水戸家裁では、それ以外の経験年数の者も対象とする研修も入れ込んで、独自の研修体系を昨年の３月に作ったところです。１年から２年目の委員を対象とした研修なども行っています。社会のいろいろな分野で活躍している調停委員には、豊かな人生経験に基づく知識経験を調停に活かしていただいていると思いますが、委員の方々の調停事件の経験に応じて、法的知識を裁判所から提供させていただくための研修体系を組んでいるところです。

○ 国民の権利意識の高まりに伴い、調停手続などに関しても、裁判所の説明責任が求められる時代の流れの中で、新たに家事事件手続法が制定されたところですが、この法律の趣旨についてはどのようなものなのでしょうか。

○ 権利意識の高揚の中で、当事者の自己決定という観点から、必要な情報の提供を受けた上で当事者自らが判断するという仕組みを作ることであると思います。そのことは、申立内容の相手方への通知や、閲覧謄写の制度などに反映されています。当事者の要求水準が高まっており、裁判所は、当事者のニーズなどに適切に応じていくために、新法に基づく調停の運営について、工夫をしていかななくてはならないと考えています。

○ 一般の方にとっては、困りごとをどこに相談したらいいのかそもそも分からないという問題もあると思います。行政の困りごと相談や、法テラスなどもあるとは思いますが、家庭裁判所でも、家事事件に限らず、困りごとを抱えた人の話を丁寧に聞いた上で、適切な専門機関やしかるべき手続のことを紹介してもらえるとありがたいと思うのですが。

△ 裁判所の窓口で行っている手続案内の実情についてお話しします。裁判所に

はいろいろな悩みを持った方が現に來られているわけですが、門前払いにするということはしていません。まずは、誰との関係の悩みかということをお聞きします。家庭裁判所で取り扱える可能性があるときは、さらに詳しく話を聞いていくことになります。他人との法的な問題であれば簡易裁判所を紹介することもありますし、裁判所では扱えないような困りごとは、市町村の困りごと相談を勧めることもあります。その人にとって有利な問題解決のためのアドバイスであれば弁護士への相談を勧めますし、裁判所でわかる範囲で、困りごとの選り分けを行った上で適切な機関を紹介するなどの努力はしているところです。

- 老人ホームなどを運営している事業所の団体にいますと、入所者の家族から第三者とのトラブルなどの困りごとをどこに相談したらいいかわからないという声を聞いたり、施設の側からはクレーマー対応に苦慮していることに関し質問を受けたりするのですが、そういう方たちがどこかの機関に相談した場合、たらいまわしにされることがないようにしてもらいたいと常々思っていました。裁判所では適切に対応されているようなので、引き続きお願いしたいと思います。
- 検察庁として、家庭裁判所との関係では、少年事件があるのですが、被害者対応についてどのような工夫をしているのか知りたいと思います。検察庁には被害者支援員という役職の者がいて、訴訟手続の流れを説明したり、相談を受けるなどして、法律に基づく具体的な被害者支援手続を教示したりしています。また、検察官は、刑事事件を起訴した後に、被害者の問い合わせに対し、訴訟の進行具合などについて答えることをしています。ところが、少年事件の場合、逆送されて成人事件と同じく扱われる事件は別として、いったん家庭裁判所に送られて保護処分が終わった事件はブラックボックスで、検察官が被害者から問い合わせを受けても全く分からず、家庭裁判所に聞いてくださいと答えるしかない場合があって苦慮しているところです。少年法との狭間で、家庭裁判所でも事件の内容は教えられないと思うのですが、被害者対応について何か模

索していることはあるでしょうか。

- △ 被害者配慮制度の利用状況の概略をご説明します。平成20年の施行以来、被害者の審判の傍聴、結果の通知、審判の状況の説明など、改正された少年法に基づく諸制度が、本庁と土浦支部、下妻支部において運用されているのですが、利用件数的にはそれほど多くはありません。ただ、最近、本庁では、被害者が亡くなったある事件において、遺族が審判を傍聴されました。また、被害者による記録の閲覧謄写については、月に数件あるかどうかという状況です。
- 大半の方は、被害者配慮制度のことを知らないのではないかとと思われるところ、検察庁と裁判所のどちらが制度をPRすべきかという問題もあります。また、検察庁では、審判の進行状況を具体的に把握できない立場なので、被害者に対し、いつごろになれば裁判所から教えてもらえるなどということも伝えることはできないため、昨今の被害者保護の流れの中で、家庭裁判所がこの点もっと工夫をしていけば、検察庁としても、悔しい思いをしている被害者や遺族に対し、何がしかのアドバイスができるのではないかと、一般市民の感覚からも思っているところです。
- △ 家庭裁判所調査官として、被害者調査などで被害者の方と接しています。御指摘のとおり、裁判所の被害者配慮制度の広報は確かに十分でない点があるかもしれません。ただ、一定の事件については、被害者に対し制度の案内を書面で行ってきておりまして、さらに進んで、被害者感情を書面で照会確認することもあります。家裁調査官は、加害少年に対し被害者が訴える様々な感情を、少年とその親に、調査の場面において家裁調査官の言葉でかみ砕いた形で伝えるということをしています。そして、少年に、謝罪の気持ちや他者に対する共感性が生ずるように促す働き掛けを一生懸命に行っております。また、審判においては、裁判官が、被害者の気持ちを代弁して少年に伝えるということをしています。また、照会書でのやり取りにとどまらず、被害の程度が重い事件では、被害者や遺族と裁判所で直接面接を行い、被害感情、遺族感情などを把握

して、少年の教育に活かすという取組を実践しております。

- 検察庁の捜査が終わった段階で、遺族の方から今後の手続がどうなっていくのかとか、どこに相談すればいいのかと聞かれた場合、家庭裁判所で教示を受けてくださいと伝えてもいいでしょうか。

△ 書記官室に問い合わせてもらおうよう案内していただいて構いません。家庭裁判所としては、被害者配慮制度の手続などできる範囲でお答えいたします。

- 被害者への配慮も当然重要ですが、成人の事件と異なり、少年事件では少年に対する配慮も重要なところがあり、難しい問題だと思います。それでも、加害少年には、被害者が苦しんでいる気持ちなどを理解させることが、今後の教育や発達に必要だと思います。ただ、それをどのように行うのがよいのか、被害者に審判を傍聴させる形で行うのがよいのか、家裁調査官が被害者調査を通じて被害者感情を受け止めるなどするのがよいのかなど、いろいろな配慮をしながらやらなければならない点が難しいと、弁護士をされていて感じるがあります。

- 茨城県は、本庁では少年に付添人が付く割合が高い一方、支部では低くなっている問題があるようですので、弁護士会としても、付添人が付けられることを広めていく活動をしようと思っています。被害者支援に関しては、弁護士会に犯罪被害者支援の委員会というものがあるのですが、被害者からの御相談はなかなか弁護士会には来ていないようですので、被害者を弁護士会につなげるにはどうしたらいいか検察庁とも一緒に検討しているところです。被害者がどのような手続をしたいかにもよりますが、家庭裁判所においても弁護士会や法テラスへ相談するように御助言いただき、被害者をもっと弁護士につなげることも考えていただいていいと思います。

- 検察庁の被害者支援員と、弁護士会の委員会との間では協議などはあるのですか。

- 直接はないと思います。今後はつながりが持てるといいと思います。

- 検察庁では、被害者支援を充実するためのアイデアをいろいろ検討しているところですが、家庭裁判所と、検察庁の被害者支援員、弁護士会との間で、犯罪被害者支援のために、各種制度の案内などを円滑に行うにはどのようにしたらいいか協議する機会を持てれば、ネットワークができてよいのではないかと思います。
- 今の御提言に対しては、裁判所として今後検討していきたいと考えます。
- 少年事件について、例えば少年が二人で事件を起こしたときに、家庭環境などそれぞれ考慮する点があると思いますが、同じ事件として同時に審理していくのでしょうか、それとも個別に審理していくのでしょうか。また、個人情報の保護についてはどのようにされていますか。
- 共犯の審理の方式についてですが、もちろん、共犯相互の関わり方という点も考慮しますが、あくまで少年一人一人をどのように処遇するのがよいかを検討していきます。そのために、各少年の家庭環境や前歴、非行性の進み具合を個別に見なければなりません。ですから、役割の軽重だけで処遇が決まるのではなく、総合的に判断して個々に少年の処遇を決定しています。少年の調査、審判の進め方について、少年や保護者に不満が残らないように、以上の点の説明はしているところです。また、個人情報の保護について、共犯少年相互のプライバシーの保護を考慮しています。調査や審判の呼出時刻をずらしたり、処遇結果について相互に伝えないような工夫をしています。
- 家庭裁判所は、私たちからすると一番身近な裁判所だとは思いますが、実感としては、敷居が高く遠い存在でもあります。最近では地方裁判所の裁判は、テレビドラマなどでもよく見るので、子供たちにもある程度馴染みがある一方、家庭裁判所のことはよく分からない。例えば、中学生などの子供たちに、家庭裁判所の事件を模擬として経験させたりすることができれば、家庭裁判所がもっと身近なものになるのではないかと思います。
- △ 東京家庭裁判所では、過去にマスコミも呼んで一般の方に公開した模擬少年

審判を行ったことがあります。ただし、少年、保護者、被害者などの配役は、シナリオに沿って裁判所職員が演じました。

- 当裁判所でも、本来非公開の調停事件について、先日、模擬調停として一般の方にお見せしたところですが、例えば、配役も子どもたちにやらせる形で、模擬の少年審判などを体験させたら更にいいのではないかという御提言ですね。今後検討していきたいと思います。
- 弁護士としていろいろな相談を受ける中で、調停委員が相手方の肩を持っているということを言われることがあります。当事者からすると、自分に不利なことを調停委員から言われれば、どうしてもそのように感じてしまうのは仕方のない面があると思いますが、私は調停委員もしているので、自戒の意味からも、できるだけそのように思われることのないように注意をしているところです。
- 公平、中立性ということは裁判所の手続で特に重要ですから、裁判所としても注意していきたいと思います。
- 少年審判で被害者が傍聴することは、少年に対し、良い面でも悪い面でも何らかの影響はないのでしょうか。
- 被害者や遺族などの家族は、少年審判を傍聴することによって、少年が事件とどのように向き合っているのか、被害者に対しどのように感じているのか、今後どのようなことをしたいのかなどについて、直接少年の口から聞くことができます。一方、少年に対しては内省を促す意味からも重要な機会になっていると感じています。
- 今日、裁判所の庁舎を見学したところ、花や絵画が飾ってあるということがありませんでした。そのような点も、裁判所の敷居の高いイメージの要因となっているのではないかと思います。
- 調停を行う部屋や少年の面接室には、柔らかい雰囲気を出すために絵画があります。予算的な問題もあるところですが。

- 高価なものでなくても、職員が趣味で撮った写真を飾るなどしたら、もっとほのぼのとした雰囲気を出せるのではないかと思います。
- 裁判所として検討したいと思います。
- バリアフリーに関して、車椅子で入れる身障者用のトイレが各階にないのはどうかとも思います。遺産分割の調停などでは、杖をついた高齢の当事者も結構来ますので。また、車椅子で入れなくても、手すりがあるだけでも違うと思います。
- 現状では、身障者用のトイレは1階にあるだけです。予算の問題と絡みますが、検討していきたいと思います。

5 次回期日

- (1) 平成25年6月6日（木）
- (2) テーマ「少年審判の被害者配慮制度などについて」